

## 平成 31 年度とうがね健康マイレージ協賛企業の募集要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、とうがね健康マイレージ事業の協賛企業の募集、協賛品及び特典(以下「協賛品等」という。)の取扱い等について、必要な事項を定める。

### (協賛企業の応募資格及び認定)

第 2 条 事業の趣旨に賛同し、協賛品、特典を提供する企業、店舗等とする。ただし、次の各号に定める業種又は企業については、協賛企業として認定しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業と規定されている業種及びこれらに類似する業種
- (2) 消費者金融業
- (3) たばこ製造業種
- (4) ギャンブル(公営又は宝くじに係るものを除く)にかかるもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (7) 興信所・探偵事務所
- (8) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生の手續中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 東金市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 11 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
- (11) 東金市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けているもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの

### (協賛品等の基準)

第 3 条 協賛企業による協賛品等の内容は、健康づくりに資するもの、健康に配慮したもの又は地場産品とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの

### (申込み)

第4条 認定の申込みをしようとする者は、とうがね健康マイレージ協賛申込書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

(認定の決定)

第5条 この要領に基づく申込みがあったときは、第2条及び第3条に照らし、申込内容の審査を行う。

2 前項による審査の結果、認定を決定した場合は第2号様式により、また、不認定を決定した場合は第3号様式により、申込みのあった者に通知する。

(認定の取消し)

第6条 認定を行った協賛内容に次の各号の事由があるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 申込内容とは異なる内容があることが判明したとき
- (2) 申込内容に虚偽があることが判明したとき
- (3) 前2号に掲げる事由のほか、認定を行うことが不要又は不相当と認められる事実が生じたとき

(条件等)

第7条 協賛企業の認定に当たっては、次の条件を附する。

- (1) 協賛企業は、申込内容に変更があった場合は、速やかに報告すること
- (2) 市は、協賛品等の提供における事故等についての責任を負わないこと
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 協賛企業は、とうがね健康マイレージ事業の協賛企業であることを広告物等に掲載することができる。

(その他)

第8条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。